

「県立博物館・美術館の今後の在り方」について  
(第一次答申案)

平成30年8月

千葉県生涯学習審議会

## 目次

### 第一次答申に際して

#### 1 県立博物館の沿革

- (1) 博物館設置構想と整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) これまでの博物館の見直し経緯・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 今後の在り方検討の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

#### 2 博物館をめぐる現状と課題

- (1) 博物館をとりまく社会状況の変化・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 県内博物館の現状と県立博物館の現状と課題・・・・ 7
  - ① 県内博物館の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - ② 博物館資料の収集と保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - ③ 調査・研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - ④ 展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - ⑤ 教育普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

#### 3 これからの県立博物館

- (1) 県立博物館の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 博物館機能の強化・集約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - ① 博物館資料の収集と保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - ② 調査・研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - ③ 展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
  - ④ 教育普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 博物館在り方検討の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

- 参考** ・ 県立博物館・美術館の今後の在り方について（諮問）・・・・ 22
- ・ 県立博物館・美術館の今後の在り方に関する審議の経過・・・・ 24
- ・ 第12期千葉県生涯学習審議会委員・千葉県社会教育委員名簿・・ 25

## 第一次答申に際して

千葉県は首都圏に位置しながら、温暖な気候にめぐまれ、丘陵、台地、谷津、砂浜、岩礁等の多様な地形に加え、海や川のめぐみも受け、豊かな自然環境が育かれています。ここには、原始の時代から今日まで人々が暮らし、自然の恩恵の中で、周辺や海外とも交流しながら、千葉県の魅力の一つである多彩な歴史・文化を形成してきました。

県立博物館は、この多様で豊かな自然・歴史・文化に関する資料を収集・整理し、わかりやすく多くの人々に紹介し郷土への愛着を育み、後世へ伝えていくことを目的に、昭和40年代から県内各地に設置されました。その後市町村立の博物館等が整備され、また千葉県を取り巻く社会の多様化や変容を背景とし、県立博物館には、これまでの役割に加え、調査・研究の充実、情報発信・参加型事業及び地域や観光振興への貢献等の期待が高まってきました。こうした、県立博物館への新たな要請に応えるため、現在、博物館機能の強化が必要になってきました。

千葉県生涯学習審議会では、千葉県教育委員会から「県立博物館・美術館の今後の在り方」について諮問され、5回の審議を行ってきました。審議会では、「県立博物館の沿革」と、「県立博物館の現状と課題」を整理するとともに、そこで明らかになった課題解決のために必要な観点や取組の方向性等について審議を重ねてきました。

審議の結果、市町村立博物館等と連携・支援を進めながら、全県域を俯瞰した博物館活動を行うこと、千葉県がもつ優れた自然・歴史・文化に関して、更なるわかりやすい情報発信に努め、将来に向けて県民の郷土への愛着と誇りを育み、千葉県の魅力を広く紹介することに努めるなどのこれからの「県立博物館の役割」についての基本的な考え方を整理しました。また、多様な博物館への期待に応えるために、博物館資料や博物館機能の強化の視点で「県立博物館の機能集約等」についての検討の方向性を整理しました。こうした審議を経て、「県立博物館・美術館の今後の在り方」に関する基本的な考えがまとまりました。

しかし、答申としての重要なパートとなる「施設整備の方向性」、すなわち具体的な博物館機能や施設の集約、整備等については、市町村や関係機関との十分な協議を経なければならないため、審議には至っていません。

そこで、これからの県立博物館の在り方検討に資するため、基本的な考え方を「第一次答申」として明確にし、県教育委員会による関係機関との協議を促したいと考えます。そして、その後の検討・報告を待って、改めて「施設整備の方向性」等を審議した後、次の答申としてまとめることとします。

平成30年8月31日 千葉県生涯学習審議会



# 1 県立博物館の沿革

## (1) 県立博物館設置構想と整備

千葉県立博物館の整備は、昭和 43 年度の「県立博物館設置構想（案）」に基づき、昭和 45 年度に上総博物館が木更津市に設置されたことに始まります。

その後、昭和 48 年 3 月に、県内数か所に地域の特性を生かした専門性を有する地域博物館を、県の中心に総合センターとして中央博物館と美術館を設置し、それらを相互に結ぶネットワーク網を形成する「千葉県の博物館設置構想（別称：「県立博物館ネットワーク構想」）」が策定されました。

県立博物館の整備は、この構想のもと順次進められ、平成 11 年度までに県内各地に 10 館 1 分館を設置し、「県立博物館ネットワーク構想」は一応の到達点に達しました（表 1）。

表 1 平成 11 年度までの県立博物館整備状況

|    | 名称               | 位置   | 設置年     | テーマ                    |
|----|------------------|------|---------|------------------------|
| 1  | 上総博物館            | 木更津市 | 昭和 45 年 | くらしのなかの技術              |
| 2  | 安房博物館            | 館山市  | 昭和 48 年 | 房総の海と生活                |
| 3  | 美術館              | 千葉市  | 昭和 49 年 | 近現代美術と千葉県ゆかりの作家の作品     |
| 4  | 総南博物館            | 大多喜町 | 昭和 50 年 | 房総の城と城下町               |
| 5  | 房総風土記の丘          | 栄町   | 昭和 50 年 | 龍角寺古墳群と考古資料            |
| 6  | 大利根博物館           | 佐原市  | 昭和 54 年 | 利根川下流域の歴史・民俗・自然、千葉県の農業 |
| 7  | 房総のむら            | 栄町   | 昭和 61 年 | 房総地方の伝統的な技術や生活様式の実演と体験 |
| 8  | 中央博物館            | 千葉市  | 平成元年    | 自然誌を中心とし歴史も加えた総合博物館    |
| 9  | 現代産業科学館          | 市川市  | 平成 6 年  | 産業に応用された科学技術を体験的に学ぶ    |
| 10 | 関宿城博物館           | 関宿町  | 平成 7 年  | 河川とそれに係る産業、関宿藩の歴史      |
| 11 | 中央博物館分館<br>海の博物館 | 勝浦市  | 平成 11 年 | 房総の海の自然                |

## (2) これまでの博物館の見直し経緯

平成 14 年度に、「千葉県行財政改革行動計画」が策定され、県有施設すべての見直しが図られることになりました。県立博物館においても、「市町村立博物館等の整備が進み、県立博物館が地域の博物館として果たす役割が相対的に減少した」ことから、「県立博物館ネットワーク構想」の方針転換を図り、県立博物館の再編及び地元市町への移譲等が検討されました。併せて、平成 16 年度からは、それまで通常期は無料であった博物館入場料が有料となり、県立博物館の展示には、それまで以上に「対価に見合ったサービス」としての質が求められることになりました。

施設の再編については(表 2)、平成 16 年度に、敷地が隣接する房総のむらと房総風土記の丘を統合し、房総のむらとなり、平成 18 年度には、大利根博物館と総南博物館を中央博物館の分館として再編し、それぞれ大利根分館、大多喜城分館となりました。また、房総のむらでは、平成 18 年度から指定管理者制度が導入されました。

地元市町への移譲については(表 2)、平成 20 年度に上総博物館が木更津市へ、平成 21 年度には安房博物館が館山市へ移譲されました。現在、移譲した各館は、それぞれ「木更津市郷土博物館 金のすず」、「館山市立博物館分館」として、地域に密着した活用、活性化が図られています。

表 2 これまでの県立博物館の見直し

| 年度      | 事項   |
|---------|--|
| 平成 16 年 | 県立博物館・美術館の常設展示を有料化<br>「房総のむら」と「房総風土記の丘」を「房総のむら」に統合                         |
| 平成 18 年 | 「大利根博物館」を「中央博物館大利根分館」に再編<br>「総南博物館」を「中央博物館大多喜城分館」に再編<br>「房総のむら」に指定管理者制度を導入 |
| 平成 20 年 | 「上総博物館」を木更津市へ移譲(「木更津市郷土博物館 金のすず」に)   |
| 平成 21 年 | 「安房博物館」を館山市へ移譲(「館山市立博物館分館」に)   |

以上の再編等により、平成 21 年度以降、県立博物館は 5 館 3 分館体制（直営 4 館、指定管理 1 館）となり現在に至っています(図 1)。なお、平成 27 年度以降の利用者数は、全館で年間 100 万人前後となっています(表 3)。

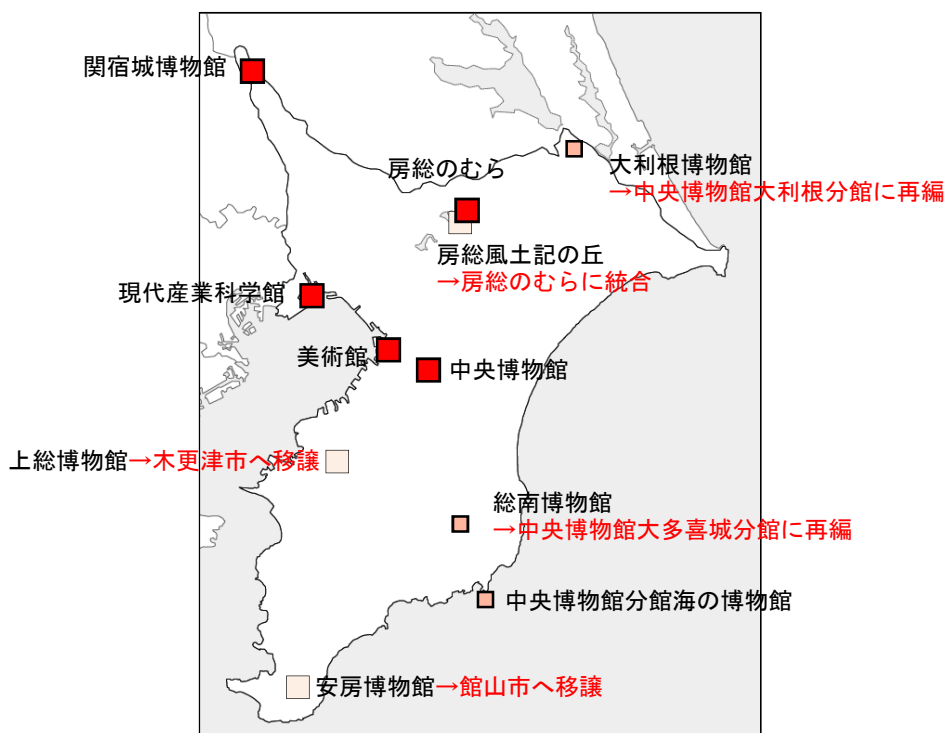


図 1 平成 21 年度以降の県立博物館

表3 県立博物館の入館者数及び利用者数

| 年度<br>館名 | 平成25年度<br>(入館者) | 平成26年度<br>(入館者) | 平成27年度 注3 |           | 平成28年度  |           | 平成29年度  |           |
|----------|-----------------|-----------------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
|          |                 |                 | 入館者数      | 総利用者数     | 入館者数    | 総利用者数     | 入館者数    | 総利用者数     |
| 美術館 注1   | 0               | 30,036          | 122,573   | 127,109   | 119,915 | 218,234   | 118,914 | 129,770   |
| 中央博物館    | 184,059         | 142,635         | 143,954   | 158,974   | 166,596 | 174,202   | 126,518 | 143,978   |
| 大利根分館 注2 | 36,743          | 16,668          | 14,501    | 26,073    | 13,555  | 31,957    | 13,017  | 64,692    |
| 大多喜城分館   | 82,292          | 104,134         | 104,577   | 105,291   | 106,926 | 107,481   | 97,368  | 98,371    |
| 分館海の博物館  | 61,210          | 68,835          | 69,319    | 72,946    | 61,390  | 62,933    | 54,602  | 61,398    |
| 現代産業科学館  | 161,365         | 195,808         | 152,887   | 153,719   | 169,778 | 172,127   | 173,163 | 176,788   |
| 関宿城博物館   | 98,376          | 103,056         | 108,572   | 110,576   | 104,135 | 105,704   | 88,501  | 89,419    |
| 房総のむら    | 268,659         | 248,704         | 259,510   | 264,779   | 239,902 | 251,850   | 249,803 | 252,133   |
| 計        | 892,704         | 909,876         | 975,893   | 1,019,467 | 982,197 | 1,124,488 | 921,886 | 1,016,549 |

注1 平成25年1月から耐震改修等工事のため美術館休館、平成27年1月から再開館

注2 平成19年度より大利根分館は4～9月の6ヶ月開館

注3 「総利用者数」とは、入館者数と各館が実施する館外での事業に参加した人数を合算したものである。

### (3) 今後の在り方検討の視点

平成28年2月に、「千葉県公共施設等総合管理計画」が策定され、施設の総量縮減、適正配置を推進することとし、同7月には、千葉県行政改革推進本部において、新たな「公の施設の見直し方針」が決定され、博物館・美術館は、現状の分散型の施設配置を見直し、機能の集約化、個々の施設への指定管理者制度の導入、地元市町への移譲の可能性を検討することが示されました。県立博物館・美術館の今後の在り方の検討では、これらの県施策を踏まえる必要があります。

また、生涯学習社会の進展や地域文化・科学に対する県民の関心の高まりに対応して、現在、県内各地には、市町村立等の博物館・美術館や歴史民俗資料館等の設置が進み、各県立博物館には、それらの博物館を支援する拠点施設としての役割が期待されるようになってきました。同時に、千葉県を取り巻く文化・社会の多様化や変容、資料の発掘・発見・分析等に伴う歴史研究の進展や、自然科学分野での研究の充実や新発見等に伴い、これらを踏まえた博物館としての調査・研究の更なる充実と、その成果の展示等をとおした県民への速やかな還元が求められています。一方、事業の面では、資料の陳列を中心とした展示に加え、参加・体験型事業や、高度化した情報技術を活用した展示解説、情報発信の需要が高まってきています。さらに、学校教育に加えて、地元自治体や社会教育施設等と連携・協同した地域振興・観光振興への貢献も求められるようになってきました。

こうした博物館・美術館への新たな要請に応えるには、これまでの各県立博物館の役割を見直しつつ中央博物館の機能を強化し、全県域を対象とした調査・研究の一層の充実と、適切な資料の収集・保管体制の再構築、それらに基づく魅力ある展示・発信体制の整備が必要です。また、多様なニーズに対応するためには、類似の資料を扱う図書館・文書館や社会教育施設との連携を進めるなど、施設の

垣根を超えた新たなサービスの開拓も必要です。加えて施設の老朽化や、博物館資料の収蔵スペースの狭隘化、I C T技術による展示機器の更新等、施設・設備面の課題についても検討する必要があります。



## 2 博物館をめぐる現状と課題

### (1) 博物館をとりまく社会状況の変化

昭和 26 年に博物館法が公布されて以降、全国では、各自治体及び民間法人等による博物館の設置が進みました（図 3）。特に昭和 50 年以降の増加は著しく、昭和 62 年度の類似施設を含めた総博物館数が 2,311 館であるのに対して、平成 20 年度には約 2.5 倍の 5,775 館となっています。平成 23 年度になって、博物館数の増加が初めて減少に転じ、平成 27 年度には登録博物館数も法律制定後、初めて減少となりました。

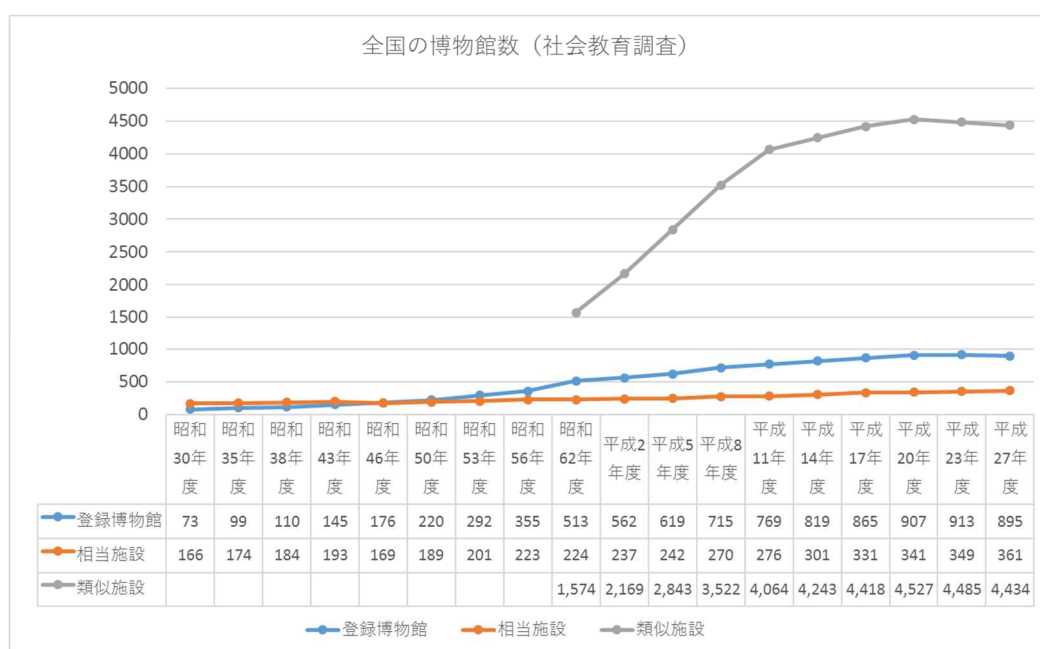


図 3 昭和 30 年～平成 27 年度 全国の博物館数

博物館法は、博物館を取り巻く環境や社会要請によって、改正を経てきています。昭和 31 年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、文部大臣の都道府県、市町村へ対する指導助言の条文が削除され、昭和 46 年には博物館相当施設の指定事務を都道府県教育委員会に委譲し、博物館の設置が促されました。また、昭和 48 年には「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示され、地方自治体による博物館設置における基本的な考えや水準が決定しました。

その後、博物館においても規制緩和が進み、昭和 48 年の基準は、大幅な見直しがなされるようになります。平成 15 年 6 月の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示に際しての文部科学省の通知では、①地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、②多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的課題への対応、③文化芸術振興基本法の成立等文化芸術の重要性の高まり等を踏まえ、全面的に基準が改正されました。

「ユニバーサル社会」の考え方による障害者、乳幼児、外国人等の利用促進を図るための施設整備、参加体験型、ハンズ・オン<sup>※1</sup>を活用した事業の必要性を示すとともに、学校、家庭及び地域社会との幅広い連携、博物館としての事業水準の向上、設置目的達成のための自己点検・自己評価の必要性が規定され、施設要件の数値的基準が撤廃されました。しかし、この改正は公立博物館に限定したもので、私立博物館はあくまでも参考という位置付けでした。

平成 20 年には社会教育関係三法の改正があり、博物館法は、評価条項の新設、学芸員の資格要件の改正が行われました。

そして、利用者ニーズの多様化・高度化、博物館の運営環境の変化等を踏まえ、平成 23 年度に平成 15 年度制定の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」を全面改正した、設置者を問わない「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が告示されました。

また、博物館の運営環境の変化は、公の施設としての指定管理者制度の導入が進んだことを受けてのもので（表 4）、同基準では、運営状況に関する評価の実施、その結果等の情報提供、運営の方針や事業年度毎の事業計画の策定・公表、安定的な運営を確保する体制・規定の整備が規定されました。さらに、博物館の休止・廃止の場合の所蔵資料の適正な保管・活用、新たな脅威となった伝染性疾病を含む自然災害等への危機管理の手引書作成や定期的な訓練の実施が規定されました。

表 4 全国の種類別指定管理者別施設数（平成 27 年度社会教育調査より）

| 区 分               | 計     | 博物館   | 博物館類似施設 |
|-------------------|-------|-------|---------|
| 公立の施設数            | 4,293 | 765   | 3,528   |
| うち指定管理者導入施設数      | 1,279 | 183   | 1,096   |
| 公立の施設数に占める割合      | 29.8% | 23.9% | 32.1%   |
| 地方公共団体            | 16    |       | 16      |
| 地縁による団体(自治会・町内会等) | 43    | 1     | 42      |
| 一般社団法人・一般財団法人     | 651   | 128   | 523     |
| 公益社団法人・公益財団法人     |       |       |         |
| 会社                | 277   | 41    | 236     |
| NPO               | 93    | 6     | 87      |
| その他               | 199   | 7     | 192     |

注 ・指定管理者とは地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき管理者指定している場合をいう。  
 ・地縁による団体(自治会・町内会等)は平成 27 年度から調査

平成 15 年度から公の施設に指定管理者制度が導入され、10 年以上を経過した平成 27 年度社会教育調査によると、公立博物館では 23.9%の施設が導入しています。その指定管理者の内訳は、地方公設法人を含む法人が約 7 割を占めています。指定管理者制度による博物館管理については、施設のミッション<sup>※2</sup>の明確化による新たな事業展開というメリット、コストカットによる事業継続性、人材

※1 実際に物や資料、標本、等にふれること

※2 使命、役割、任務

育成などのデメリットの双方が指摘されています。

また、博物館運営の新たな手法として、地方独立行政法人による管理があります。平成 25 年の地方独立行政法人法施行令の改正により、「博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館」も対象となりました。平成 29 年度時点では、大阪府が市立美術館・博物館等を統合した一つの法人化を目指しています。

博物館法制定当時の社会からの要請として、博物館には文化財の保存施設、文化財の価値の普及等の役割が求められていました。その後の文化財の定義、保護対象の広がり、文化財保護制度における地方自治体権限の強化等が進み、現在文化財保護法の改正も視野に入れた「これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策」が検討されています。ここでは、地方公共団体が未指定文化財も含めた域内の文化財を把握し、関係者の協力のもと総合的に保存・活用に係る計画策定を進める、実施にあたっては文化財所管を首長部局でも可能とするなど、抜本的な制度改正が見込まれています。博物館・美術館については、文化財を扱える専門職員がおり、文化財の保存・活用の核となりうる役割があるとされています。

なお、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）は、2015 年 11 月 17 日に、「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」を採択しました。ミュージアムとコレクションが、自然と人類の文化の有形無形の証拠を安全に守る最も重要な機関であり、自然的・文化的な多様性を表象し、保存・調査・教育の主要機能をもって社会的な役割を担っていることを踏まえ、原則や政策を提案しています。

## （２）県内博物館の現状と県立博物館の現状と課題

### ① 県内博物館の現状

本県における博物館の歴史は古く、江戸時代から神社・寺院における宝物陳列所がありましたが、博物館法上の博物館の設置は昭和 30 年代以降となります。

本県最初の登録博物館は、昭和 34 年度開館の野田市郷土博物館であり、県有施設としては、昭和 45 年度に木更津市に設置された上総博物館が最初の県立博物館となりました。博物館設置の動きは、高度成長に伴う著しい開発により、増大化する出土遺物や、失われていく民俗資料の保存のための歴史民俗資料館をはじめ、自然なども含めたより総合的な博物館、さらには美術館にも及び、昭和 62 年度には登録博物館 20 館、博物館相当施設 5 館、類似施設 17 館、計 42 館を数えるようになりました。平成 27 年度には登録博物館 36 館、博物館相当施設 7 館、類似施設 76 館、計 119 館と、2 倍強に数を増やしてきました（表 5）。

平成 28 年度現在、県内にある博物館を分野別に見ると（表 6）、歴史博物館が全体の 56%を占め、次いで美術館が 20%を占めています。設置者別に見ると、私立施設が 31 館あり、全体の 26%となっています。歴史・美術といった人文系博物館が多い本県の傾向は、全国の社会教育調査の結果と同様です（表 7）。

表 5 県内の設置主体別博物館数の推移(登録・相当博物館)

| 調査年     | S30 | S46 | S50 | S56 | S62 | H5 | H11 | H17 | H23 | H27 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 県立博物館   |     | 2   | 2   | 6   | 7   | 8  | 10  | 9   | 5   | 5   |
| 市町村立博物館 |     | 2   | 4   | 7   | 11  | 14 | 17  | 21  | 23  | 23  |
| 私立博物館   | 3   | 5   | 5   | 7   | 7   | 10 | 13  | 17  | 11  | 15  |
| 合計      | 3   | 9   | 11  | 20  | 25  | 32 | 40  | 47  | 39  | 43  |

数値は、文部省（文部科学省）が実施した社会教育調査に基づく。

表 6 県内博物館の分野別設置状況（平成 28 年度）

| 分野    | 県立 | 市町村立 | 私立 | 国立等 | 計   |
|-------|----|------|----|-----|-----|
| 歴史博物館 | 2  | 54   | 7  | 4   | 67  |
| 美術博物館 | 1  | 10   | 13 | —   | 24  |
| 植物園   | —  | 3    | 5  | —   | 8   |
| 科学博物館 | 1  | 4    | 2  | —   | 7   |
| 総合博物館 | 1  | 1    | 1  | 2   | 5   |
| 動物園   | —  | 2    | 1  | —   | 3   |
| 野外博物館 | 1  | 1    | —  | —   | 2   |
| 水族館   | —  | —    | 2  | 1   | 3   |
| 動植物園  | —  | —    | —  | —   | —   |
| 計     | 6  | 75   | 31 | 7   | 119 |

表 7 全国種類別博物館数（平成 27 年度社会教育調査より）

| 区分              | 計            | 総合博物館      | 科学博物館      | 歴史博物館      | 美術博物館      | 野外博物館     | 動物園       | 植物園       | 動植物園     | 水族館       |
|-----------------|--------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 平成 11 年度        | 1,045        | 126        | 105        | 355        | 353        | 13        | 28        | 16        | 10       | 39        |
| 平成 14 年度        | 1,120        | 141        | 102        | 383        | 383        | 11        | 31        | 17        | 10       | 42        |
| 平成 17 年度        | 1,196        | 156        | 108        | 405        | 423        | 13        | 32        | 12        | 9        | 38        |
| 平成 20 年度        | 1,248        | 149        | 105        | 436        | 449        | 18        | 29        | 11        | 10       | 41        |
| 平成 23 年度        | 1,262        | 143        | 109        | 448        | 452        | 18        | 32        | 10        | 8        | 42        |
| <b>平成 27 年度</b> | <b>1,256</b> | <b>152</b> | <b>106</b> | <b>451</b> | <b>441</b> | <b>16</b> | <b>35</b> | <b>10</b> | <b>7</b> | <b>38</b> |
| (構成比)           | (100.0%)     | (12.1%)    | (8.4%)     | (35.9%)    | (35.1%)    | (1.3%)    | (2.8%)    | (0.8%)    | (0.6%)   | (3.0%)    |
| 増減数             | △6           | 9          | △3         | 3          | △11        | △2        | 3         | 0         | △1       | △4        |
| 伸び率(%)          | △0.5         | 6.3        | △2.8       | △0.7       | △2.4       | △11.1     | 9.4       | 0.0       | △12.5    | △9.5      |

(注)「総合博物館」とは人文科学及び自然科学に関する資料を、「科学博物館」とは主として自然科学に関する資料を、「歴史博物館」とは主として歴史及び民俗に関する資料を、「美術博物館」とは主として美術に関する資料を、それぞれ収集・保管・展示するものをいい、「野外博物館」とは戸外の自然の景観及び家屋等の形態を、「動物園」とは主として動物を、「植物園」とは主として植物を、「動植物園」とは動物・植物を、「水族館」とは主として魚類を、それぞれ育成してその生態を展示するものをいう。

## ② 博物館資料の収集と保管

博物館の資料は、対象とするエリアの芸術・歴史・自然等を物語るもので、今を生きる私達には、展示や教育普及活動を通して供される物であり、将来の人達、即ち我々の子孫には、それぞれの時代の物的証拠となる物として、伝え残していかなくてはなりません。そのため、博物館の収蔵資料は時と共に増え、歴史ある博物館ほど多くの資料を有し、貴重な財産となっています。

表 8 県立博物館収蔵資料点数（平成 30 年 3 月 31 日時点）

| 館 名          | 資料点数      | 備 考                     |
|--------------|-----------|-------------------------|
| 美術館          | 4,402     | 日本画, 洋画, 彫刻, 工芸, 書の作品など |
| 中央博物館        | 989,386   | 動物, 植物, 菌類, 地学の標本資料など   |
| 中央博物館大和根分館   | 21,800    | 民俗, 歴史・考古資料など           |
| 中央博物館大多喜城分館  | 2,020     | 歴史, 生活, 宗教資料など          |
| 中央博物館分館海の博物館 | 67,063    | 海の動物, 海藻の標本資料など         |
| 現代産業科学館      | 2,579     | 産業技術関係の資料               |
| 関宿城博物館       | 28,132    | 民俗, 歴史・考古資料など           |
| 房総のむら        | 14,317    | 民俗, 歴史・考古資料など           |
| 合 計          | 1,129,699 |                         |

県立博物館では、施設の設置目的に応じた資料の収集・保管を行っており、平成 30 年度末時点で 1,129,699 点の資料を収蔵しています（表 8）。このうち、自然史資料が 87.3%を占めています。自然史資料は、房総半島の自然や環境の変遷を示す資料で、特に植物標本数が多くを占めています。人文系資料については、地域に特化した資料を地域博物館が収蔵しており、全県的な視点での資料の調査・収集は十分ではありません。

集められた資料は、博物館の展示で利用され、又は収蔵庫に保管されています。収蔵庫は、遮蔽性が高く、温度や湿度も一定に調節されて、資料をカビや害虫、紫外線等から守るなど良好な状態で保管するための部屋です。長年の収集活動によって、県立博物館の収蔵庫は、過密さが増大しており、全体的に見ると、92.1%が資料で充満しており、空きスペースは 7.9%ほどしかありません（表 9）。このため、将来に向けて、市町村立博物館との役割分担も踏まえて、県立博物館としての資料収集方針の見直しや、新たな資料収蔵スペースの確保が重要な課題となっています。

保管する資料を後世に伝えに残していくことは、博物館の専門分野に係わらず、地域の文化等を後世に伝えるための時代を超えた重要な使命です。千葉県では、平成 16 年 7 月に天然ガスによる爆発事故で被災した九十九里いわし博物館の資料の救済について、町教育委員会とともに博物館・文書館等の職員らがレスキュー体制を組み、救済・整理・仮保管等を実施しました。こうした経験を踏ま

え、県内にある国公立の博物館・美術館・水族館等 65 館園（平成 30 年度）で構成する県内唯一の博物館団体「千葉県博物館協会」では、東日本大震災を受け、博物館資料を後世へ確実に継承するため、「博物館資料救済ネットワーク」を構築しています。現在、県立博物館は、被災時の資料救済、一時保管等の拠点施設となっており、有事に備え、収蔵庫の狭隘化を解消しておく必要があります。

表 9 県立博物館の収蔵庫の現状

| 館名      | 収蔵庫      |       |
|---------|----------|-------|
|         | 延床面積 (㎡) | 収納率   |
| 美術館     | 771.50   | 94.5% |
| 中央博物館   | 3,591.53 | 97.0% |
| 大利根分館   | 253.83   | 98.0% |
| 大多喜城分館  | 310.93   | 92.0% |
| 分館海の博物館 | 347.52   | 98.0% |
| 現代産業科学館 | 425.66   | 74.0% |
| 関宿城博物館  | 257.11   | 98.0% |
| 房総のむら   | 868.52   | 85.0% |
| 合計      | 6,826.60 | 92.1% |

### ③ 調査・研究

県立博物館における調査・研究は、各施設の設置目的や、常設展示テーマとなっている分野に関して行われています。地域博物館では、立地する地域の歴史・民俗・産業等に係るテーマで調査・研究が進められています。総合博物館としての中央博物館、及び美術館・現代産業科学館では、全県域を対象に調査・研究に取り組んでいますが、専門分野が細分化されている自然史分野では、全てをカバーすることは困難です。そこで、文部科学省科学研究費補助金等を活用した他の研究機関と共同した研究も進めています。

平成 29 年度、県立博物館には、専門職員（学芸員）が 104 名います。専門職員が一人しかいない分野もあり、そうした分野に係る博物館資料の情報や保管等について、組織としての継承体制、他の職員のスキルアップ、後継職員の育成が課題となっています。また、生涯学習社会の進展により、より専門的な勉強をしたい、博物館での調査・研究に参加したい、という県民の声を受け、現在、中央博物館では市民研究員制度を設けています。こうした取り組みを他の博物館にも広げるなど、市民参画の調査・研究体制の確立が課題となっています。

調査・研究の成果は、企画展示や講座・講演会等で紹介するとともに、論文や研究報告として公表されます。特に専門性の高い内容については、県民へわかりやすく紹介する工夫が必要です。また、県立博物館が設置されてから 40 年以上経過し、これまでの調査・研究成果の保存や電子化、そしてホームページ等での

公開も課題です。なお、県立博物館のホームページは、年間約 100 万件、1 日当たり約 3,000 件程度のアクセスがあります（表 10）。

表 10 県立博物館ホームページアクセス件数

|                   | H26 年度    | H27 年度    | H28 年度    | H29 年度    |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| トップページ            | 53,894    | 52,678    | 40,321    | 33,319    |
| 中央博物館             | 282,621   | 275,974   | 311,945   | 286,144   |
| 房総のむら             | 332,703   | 364,603   | 170,125   | 164,911   |
| 海の博物館             | 56,228    | 54,307    | 49,003    | 41,525    |
| 美術館               | 105,063   | 153,999   | 148,298   | 162,967   |
| 関宿城博物館            | 53,413    | 50,505    | 54,694    | 47,226    |
| 現代産業科学館           | 280,259   | 176,761   | 190,128   | 191,629   |
| 大多喜城分館            | 41,553    | 36,383    | 51,688    | 38,163    |
| 大利根分館             | 14,290    | 20,495    | 14,141    | 14,142    |
| デジタルミュージアム        | 41,620    | 31,642    | 31,959    | 26,881    |
| 房総の山のフィールド・ミュージアム | 8,939     | 8,475     | 8,898     | 8,601     |
| 合計                | 1,270,583 | 1,225,642 | 1,071,195 | 1,015,508 |

29 年度：1 日あたりの利用頻度 1,015,508 件÷365 日＝2,782 件/日

28 年度：1 日あたりの利用頻度 1,071,195 件÷365 日＝2,935 件/日

27 年度：1 日あたりの利用頻度 1,225,642 件÷366 日＝3,349 件/日

26 年度：1 日あたりの利用頻度 1,270,583 件÷365 日＝3,481 件/日

#### ④ 展示

博物館を訪れる方の多くは、展示観覧が目的です。そのため、県立博物館では、特別展や企画展、トピックス展などを企画し、調査・研究の成果を公開しています（図 4-5、表 11）。こうした限られた期間の展示以外に、博物館の専門性を示すのが常設展示です。しかし、県立博物館では、開館以来、大規模な常設展示の更新は行われていません（図 6-8）。



図 4 房総のむら「出土遺物巡回展」  
（平成 26 年度）



図 5 美術館企画展「不破 章」  
（平成 22 年度）

表 11 平成 26～29 年度の県立博物館展示会実績

| 開催年度    | 開催館     | 展示名称                        | 会 期                         | 開催日数   | 入場者     | 一日当たりの入場者 |
|---------|---------|-----------------------------|-----------------------------|--------|---------|-----------|
| 平成 29 年 | 美術館     | 立体造形の現在・過去・未来               | 平成 29 年 7 月 22 日～9 月 24 日   | 56 日   | 10,913  | 194.8     |
|         | 中央博物館   | きのこワンダーランド                  | 平成 29 年 7 月 22 日～12 月 27 日  | 50 日   | 53,937  | 1,078.7   |
|         | 大利根分館   | ウナギとサケ                      | 平成 29 年 5 月 27 日～6 月 25 日   | 30 日   | 4,557   | 151.9     |
|         | 大多喜城分館  | 懐かしの街並み                     | 平成 29 年 10 月 20 日～12 月 3 日  | 39 日   | 9,129   | 234.0     |
|         | 現代産業科学館 | プラネタリウム上映会                  | 平成 29 年 8 月 9 日～8 月 27 日    | 18 日   | 18,658  | 1,036.5   |
|         |         | 千葉の発酵                       | 平成 29 年 10 月 14 日～12 月 3 日  | 44 日   | 6,593   | 149.8     |
|         | 関宿城博物館  | 鯛は弱いが役に立つ                   | 平成 29 年 10 月 3 日～12 月 3 日   | 62 日   | 13,020  | 210.0     |
| 房総のむら   | 農具      | 平成 29 年 10 月 7 日～11 月 26 日  | 44 日                        | 48,952 | 1,112.5 |           |
| 平成 28 年 | 美術館     | メタルアートの巨人                   | 平成 28 年 10 月 25 日～1 月 15 日  | 83 日   | 6,223   | 74.9      |
|         | 中央博物館   | 驚異の深海生物                     | 平成 28 年 7 月 9 日～9 月 19 日    | 71 日   | 38,060  | 536.0     |
|         | 大利根分館   | 江戸時代房総名所めぐり                 | 平成 28 年 5 月 28 日～6 月 26 日   | 30 日   | 5,165   | 172.1     |
|         | 大多喜城分館  | 甦った受難の刀剣                    | 平成 28 年 10 月 21 日～12 月 11 日 | 45 日   | 16,834  | 374.0     |
|         | 現代産業科学館 | 夏のプラネタリウム上映会                | 平成 28 年 8 月 12 日～8 月 31 日   | 18 日   | 14,963  | 831.2     |
|         |         | 出発進行                        | 平成 28 年 10 月 14 日～12 月 4 日  | 44 日   | 16,852  | 383.0     |
|         | 関宿城博物館  | つながる川と海と人                   | 平成 28 年 10 月 4 日～11 月 27 日  | 55 日   | 12,790  | 232.5     |
| 房総のむら   | 炭と暮らす   | 平成 28 年 10 月 8 日～11 月 27 日  | 44 日                        | 18,359 | 417.2   |           |
| 平成 27 年 | 美術館     | 香取神宮展                       | 平成 27 年 11 月 17 日～1 月 17 日  | 48 日   | 8,604   | 179.2     |
|         | 中央博物館   | 妖怪と出会う夏                     | 平成 27 年 7 月 11 日～9 月 23 日   | 75 日   | 29,566  | 394.2     |
|         | 大利根分館   | 母の祈り                        | 平成 27 年 5 月 30 日～6 月 28 日   | 30 日   | 6,874   | 229.1     |
|         | 大多喜城分館  | 甲冑とその時代                     | 平成 27 年 10 月 23 日～12 月 6 日  | 39 日   | 16,415  | 420.8     |
|         | 現代産業科学館 | プラネタリウム上映会                  | 平成 27 年 8 月 4 日～8 月 23 日    | 19 日   | 15,766  | 829.7     |
|         |         | 最先端ネットワークのかたち               | 平成 27 年 10 月 23 日～12 月 6 日  | 44 日   | 7,264   | 165.0     |
|         | 関宿城博物館  | 海路から広がったやきもの                | 平成 27 年 10 月 6 日～11 月 29 日  | 55 日   | 13,665  | 248.4     |
| 房総のむら   | 千葉の鍛冶   | 平成 27 年 10 月 10 日～11 月 29 日 | 45 日                        | 7,944  | 176.5   |           |
| 平成 26 年 | 美術館     | 平山郁夫展                       | 平成 27 年 1 月 24 日～3 月 22 日   | 50 日   | 29,337  | 580.7     |
|         | 中央博物館   | 図鑑が大好き！                     | 平成 26 年 7 月 19 日～10 月 13 日  | 81 日   | 39,282  | 484.9     |
|         | 大利根分館   | 香取海がもたらしたものの                | 平成 26 年 5 月 31 日～6 月 29 日   | 30 日   | 7,621   | 254.0     |
|         | 大多喜城分館  | 大河内松平家と大多喜                  | 平成 26 年 10 月 24 日～10 月 19 日 | 39 日   | 18,033  | 462.3     |
|         | 現代産業科学館 | プラネタリウム上映会                  | 平成 26 年 8 月 6 日～8 月 31 日    | 26 日   | 36,442  | 1,401.6   |
|         |         | 生物のデザインに学ぶ                  | 平成 26 年 10 月 11 日～11 月 30 日 | 44 日   | 9,903   | 225.0     |
|         | 関宿城博物館  | 通運丸で結ばれた関宿・野田・流山            | 平成 26 年 10 月 7 日～11 月 30 日  | 55 日   | 13,940  | 253.4     |
| 房総のむら   | もめん     | 平成 26 年 10 月 4 日～11 月 24 日  | 45 日                        | 57,535 | 1,278.5 |           |





図6 中央博物館



図7 現代産業科学館



図8 関宿城博物館

そのため、内容が陳腐化し、先進的な展示解説設備等の導入も遅れています。平成16年度には常設展示の観覧を有料としたこともあり、展示内容を柔軟に変更できる展示システムや什器等の更新が喫緊の課題となっています。

更新時には展示テーマや展示資料についても全県的な広がり、また県民の誇りとなる本県の魅力を伝えるテーマや話題性を盛り込むことも必要です。

施設内での展示の他に、施設外での展示活動として、美術館の移動美術館、学校や社会教育施設で開催する出前展示、一定のエリアで観察会や調査等を行う山・川・海のフィールドミュージアム<sup>※3</sup>があります(図9-10)。君津市で展開している山のフィールドミュージアムでは、県内からの参加者が94%、そのうち居住地は千葉市・木更津市・君津市の順に多く、この3市で58%を占めています。年齢別では10歳代以下が49%、30~40歳代が32%とあり、親子連れでの参加が多数を占めています(平成29年度)。こうした取組みについては、実施地域や回数の拡大を検討し、より多くの県民が享受できるよう検討する必要があります。



図9 山のフィールドミュージアム「山道展示」(中央博物館)



図10 川のフィールドミュージアム「水塚調査」(大利根分館)

また、県立博物館の役割として市町村立博物館の支援がありますが、展示においては、市町村立博物館が県立博物館から展示会の企画段階での協力や展示品

※3 地域の文化や自然そのものを「博物館資料」、「展示」と捉えた野外での博物館活動

の提供を受けるための制度が整備されておらず、安定的な支援体制の確立が課題となっています。

### ⑤ 教育普及

各県立博物館では、館の設置目的や専門性を活かした、講座・講演会等の教育普及事業に取り組んできました。そして、昭和60年代からは、参加・体験型事業への要望が高くなり、それまでの事業に加え、観察や工作、ワークショップ等の企画が実施されるようになりました(図11-12)。これにより、教育普及事業の件数と参加者は、平成14年度には223件13万余名、平成29年度には407件、31万余名と飛躍的に増加しました(図13)。今後は、専門性だけではなく、県民ニーズに対応したテーマや話題を事業に取り入れていくことが課題です。



図11 房総のむら 「煎餅焼き体験」



図12 中央博物館大多喜城分館 「甲冑試着体験」

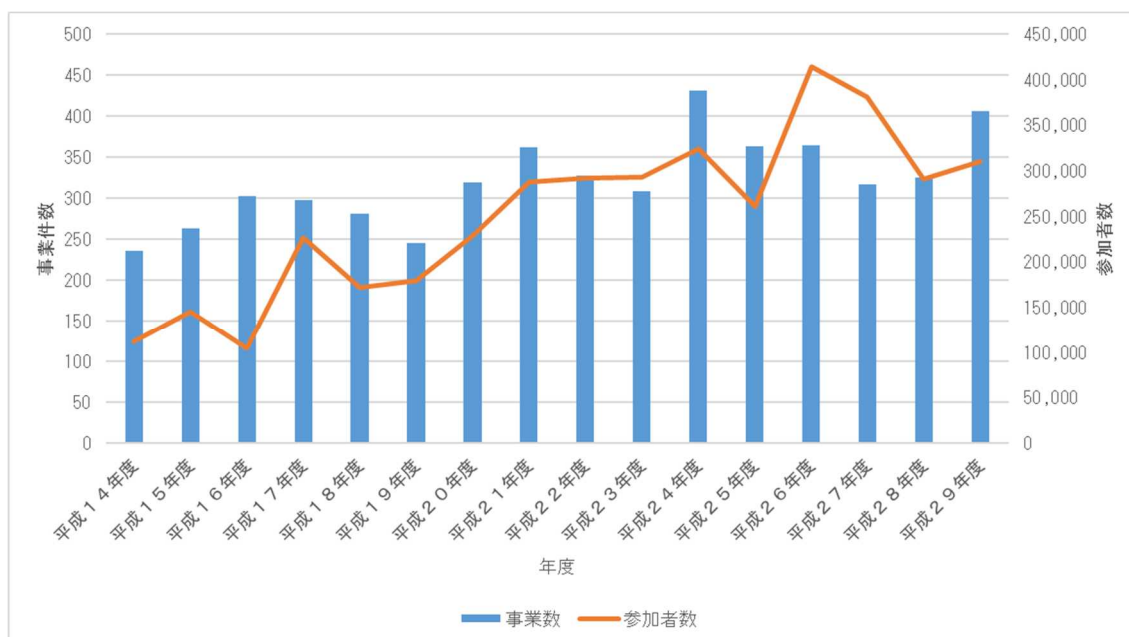


図13 県立博物館の教育普及事業の推移

県立博物館では、教育普及事業の一環として、各種の連携事業にも取り組んでいます。特に学校教育との連携に力を入れており、校外学習で博物館を訪れる学校には、それぞれの施設独自の学習プログラムを用意し対応してきました（図14）。また、社会経験を体験できるインターンシップや職場体験等の受入れも積極的に行っています。さらに、各館が開発した学習キットの学校への貸し出しや、専門職員を講師として派遣するなどのオンデマンド事業も行っています（図15）。しかし、ゆとり教育からの脱却で教育カリキュラムが過密化したことや、少子化などから、博物館を利用する学校数と生徒数は減少傾向にあり、学校がより利用しやすい連携事業の検討、確立が課題となっています。

連携事業は、地域振興や観光振興を目的に、自治体や商工組合等とも行われており（図16-17）、地域活性化等に寄与しています。課題としては、博物館の立地地域周辺に限られている連携の範囲を、全県的に広げていくことです。



図14 中央博物館分館海の博物館  
学習プログラム「野外実習授業」



図15 美術館  
学習キットの貸し出しと講師派遣



図16 関宿城博物館  
関宿城さくらまつり(商工会連携)



図17 房総のむら  
ふるさとまつり(自治体連携)

### 3 これからの県立博物館

#### (1) 県立博物館の役割

県立博物館では、博物館運営上の評価・点検を行うに際し、指標となる役割について、平成16年度に全館で協議の上、下記のとおり設定しました。

千葉県立博物館は、千葉県の自然・文化を守り、伝え、新たな知見を創造し、情報を発信します。この活動をとおして人材を育成し、県民の学習および地域づくりを支援します。

- ア 調査・研究を基に、新たな資料の価値を発見し、千葉県の自然・文化に関する資料を収集・保存して、後世に伝えます。
- イ 資料や調査・研究の成果を知的資産として蓄積し、その情報を発信することによって県民と共有し、文化および科学の進展へ寄与します。
- ウ 県民に専門性や体験を重視した生涯学習の機会を提供し、自然や文化を愛する人材を育成します。
- エ 博物館は地域の核となって、まちづくり、地域文化振興、地域おこし、といった地域づくりを支援します。

※ ア～エは博物館機能別の役割を示しています。

県立博物館の現状と課題を踏まえると、今後の在り方検討においては、さらに以下の2つの役割を加えることが必要です。

- オ 県の良さ・魅力を伝える、県民の郷土への愛着と誇りを育みます。
- カ 全県域を俯瞰した資料の収集、展示、教育普及、情報発信を進め、市町村立博物館等を支援します。

これからの県立博物館は、県域を俯瞰した総合性の視点で、様々な事業を通じて県民の郷土意識の醸成、また、県内各地に見られる文化・歴史・自然・産業等に係る多様な資料については、地元での活用が進むよう関係機関と一層の連携を図ることが望まれます。

#### (2) 博物館機能の強化・集約

##### ① 博物館資料の収集と保管

これからの県立博物館は、県域を俯瞰した博物館資料の収集・保管について、収蔵資料の一元管理を進める必要があります。それにより収蔵スペースの有効活用、設備管理費の節減を図れるメリットがあります。一方で、文化財害虫<sup>※4</sup>

※4 文化財や博物館資料に、食害や糞尿で悪影響を及ぼすヒメマルカツオブシムシ、タバコシバムシ、シロアリ、ゴキブリ、シミなどの昆虫

等による一度に破損・劣化を招く危険性が高まるデメリットも想定されるため、「総合的有害生物管理」(IPM=Integrated Pest Management)という、できるだけ化学薬剤を使用せず人的な管理により、被害を最小限にとどめようとする文化財害虫の管理システムの構築が必要です。

県域を俯瞰した博物館資料収集については、これまでの収集資料の分析と共有を進め、県民利用の視点に立ち、本県の自然・歴史・文化等を物語る上で重要な価値を有するものを、長期的な視点で収集を継続することが望めます。そのためには、中・長期的な資料収集計画を策定することが必要です。

博物館が展示や教育・普及で活用する博物館資料は一部であり、多くの資料は収蔵庫で適切な環境で保管されています。これらの収蔵資料について、「博物館収蔵資料検索システム」上で公開を進め、その学術的・文化的な価値について情報発信を充実する必要があります。

また、千葉県博物館協会が構築している「博物館資料救済ネットワーク」(p. 12 参照)と連携する中で、拠点施設としての県立博物館の役割が果たせるよう、資料管理や保存手法等について情報を共有するとともに、拠点施設としての収蔵能力の向上を図ることが必要です。博物館資料の救済については、現在、文化庁や国立博物館においても、非常時の文化財や博物館資料の救済体系について検討が進められています。検討では、博物館同士の施設連携に加え、知的財産等の管理を行う類似の機能を有する博物館 (Museum)、図書館 (Library)、文書館 (Archives)等を含めた総合的なものであり、今後の MLA 連携の強化の検討が求められています。特に歴史系資料では、博物館が古文書、古地図、古写真等、図書館では文献、郷土誌、文書館では県史編さんで収集した歴史資料をそれぞれ保管しており、本県の歴史研究に対するレファレンスについては、資料の一元化した管理体制や情報共有によるサービスの向上が望めます。

## ② 調査・研究

博物館では、考古学・歴史学・民俗学等の人文科学、生物学・地学・植物学等の自然科学、絵画・彫刻等の美術学の専門職員が多数います。こうした博物館の強みである人的資源を将来に向けて安定的に活用するために、中長期的な視点で、後継者を計画的に育成することが必要です。加えて、専門領域を超えた共同研究を充実させ、博物館の調査・研究機能を向上させることが必要です。

また、調査・研究においても、資料収集・保管と同様に、県域への波及や地域的な広がりをもったエリアを対象としたテーマ等を設定するなど、全県域を俯瞰した視点での取組みが必要です。その際には、関係する市町村立博物館と市民参画型の調査・研究体制を構築するなど、県民協働の取組みも検討すべき課題です。

こうした取組みを進める一方で、博物館活動において必要である資料管理や展示手法等の技術的分野について、技術の継承とスキルアップも図るため、専門職員の集約化を検討することが望めます。



図 18 関宿城博物館のデジタルミュージアム（企画展図録の紹介）

これら調査・研究の成果の県民への還元については、これまで進めてきた企画展示やトピックス展示、講座・講演会の他に、インターネットを活用した公開も更に進める必要があります。誰もが何処からでも容易にアクセスできるよう、今日まで蓄積してきた報告書や展示図録、論文等の電子化等進め、デジタルミュージアム、アーカイブスの一層の充実も期待されます（図 18）。

### ③ 展示

常設展示では、県民の誇りとなる本県の魅力を伝え紹介する取組みや、また、時事的話題や県民ニーズに即応した展示の充実が望まれます。そのためには、可変性が高く、柔軟性のある展示施設への改修が必要です。その際には、展示内容の陳腐化、展示機器の経年劣化並びに老朽化を想定した中長期的な更新計画も合わせて整備することも必要です。

本県の歴史に関する展示では、千葉県の良い、魅力を伝える展示の充実と併せ

て、県立博物館の総合センターである中央博物館の歴史系展示の強化が望まれます。これまで地域博物館で紹介してきた県内各地の多様で豊かな自然、そこに育まれてきた地域の歴史的・文化的特色についても、歴史系展示やデジタルミュージアム等での活用を検討することが必要です。

また、博物館資料は、展示という場で広く公開されるものですが、県立博物館が所蔵するコレクションを、市町村立施設に貸し出して公開する、または巡回展示を行うなど、更なる活用も、関係機関との連携協力の中で推進することが望まれます。さらに、県立博物館収蔵資料の中には、地域の指定文化財も多く含まれており、それらについては、保存措置を図りながら、活用という視点も加え、広くその価値を紹介する新たな取り組みも検討していくべきです。

施設外で行う山・川・海のフィールドミュージアムについては、地元の関係機関・市民団体との連携の下、実施地域の広がりや地域の実情にあった事業展開が進展するよう、見直しを進め、体制を整えることが必要です。学校や社会教育施設で行うオンデマンドの出前展示については、博物館資料のパッケージ化や学習キットの活用を図りながら、より多くの県民がサービスを楽しむよう充実が望まれます。

#### ④ 教育普及

博物館の専門職員が調査・研究した成果を、県民へわかりやすく伝える方法に講座・講演会があります。調査・研究の内容によっては、高度に専門的な分野もありますが、職員自らが伝えることで、人的資源の可視化と活用を推進し、県民の学びと知的要求に応える取り組みとなります。こうした活動を継続することで、自然・文化・歴史等に関する様々な魅力を喚起させ、知の循環の創造につなげていく必要があります。

これまでも拡充を図ってきた参加・体験型事業は、引き続き充実を図りながら、人気の高い事業についても、年齢層に応じた参加者の期待や満足につながる改善が望まれます。また、時事的話題や県民ニーズに即応する情報等の提供についても、博物館以外の関係機関との連携の中で充実が図られることを期待します。



図 19 「教員のための博物館の日」(左：中央博物館 右：現代産業科学館)

学校教育の支援については、博物館が保有する様々な資源と提供プログラムについて、学校教育関係者へ一層の周知を図る必要があります。その一例として、現在展開している「教員のための博物館の日」や教職員を対象とした研修会等において、博物館が持っている人材や資料、及びプログラム等の効果的な情報発信等の推進を期待します（図 19）。

児童生徒の夏休みの自由研究課題に関する問い合わせ、一般の方から地域の歴史や植物・昆虫の問い合わせなどに対し、レスポンスよく応じるためには、専門職員である人的資源の可視化が有効です。また、県民の幅広い学びの要望に対して、様々な専門分野に横断的に対応できるような専門職員の集約化を検討するなど、レファレンスサービスの向上を推進する必要があります。こうした取組から県民参加型の博物館でのボランティア活動の活性化や、高齢化社会に対応し、博物館が学習拠点・活動拠点となって、世代を超えた協働や連携する基盤づくりに寄与するものです。

博物館資料の収集・保管で述べたように、MLA 連携の推進も、本県の歴史研究に対するレファレンスサービスの向上に資するものです。博物館は、地域における文化・学術の核となりえる施設です。それは地域振興、観光振興にも資するものであり、自治体や関係機関との連携で、さらに強化・発展させていくことが可能です。あらゆる機会をとらえて、博物館から保有する資源や魅力の情報発信を進め連携強化を図っていくことが望まれます。そして、本県の自然・文化・歴史等を誇れる人づくりや郷土意識の醸成に貢献することを期待します。

### （3）博物館在り方検討の方向性

県立博物館は、資料収集や展示、教育普及等の様々な活動を通じて、教育、学術、文化の発展に寄与してきました。これらの点において、地域史と特定テーマを扱う博物館は、その所期の設置目的を一定達成することができました。

現在、生涯学習社会の進展や、地域文化・科学に対する学習要求の多様化や、高度化した情報化社会、社会教育施設に寄せられる地域や観光振興への期待の高まりに適切に対応するため、施設総量の適正化（縮減）も踏まえ、これまでの県立博物館事業や施設の在り方を見直す必要があります。

今後の県立博物館の在り方については、以下の県立博物館の役割と機能等に照らして、関係機関とも協議を行いつつ、検討することを望みます。

#### <県立博物館の役割>

- ア 全県域を俯瞰した資料収集・保管、調査・研究、教育・普及等を行う。
- イ 県の魅力、県民の誇りとなるような文化・自然等の発信・紹介に努める。



〈県立博物館の機能集約等〉

- ウ 効率的かつ高度化した博物館資料の一元管理を進める。
- エ 地域史と特定テーマを扱う博物館は、長期的な視点で、地元での活用を含め、現状の県運営の在り方を見直す。
- オ 以上を踏まえ、全県域を俯瞰する役割の博物館について機能強化を進める。

教 文 第 1 2 7 9 号

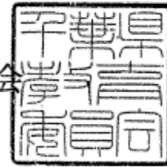
千葉県生涯学習審議会 様

「県立博物館・美術館の今後の在り方」について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年 法律第71号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり諮問します。

平成30年3月23日

千葉県教育委員会



## 別紙

### (諮問事項)

県立博物館・美術館の今後の在り方について

### (諮問理由)

千葉県では、昭和48年に策定した「千葉県の博物館設置構想」に基づき、県の中心に博物館活動の総合センターとしての中央博物館と美術館、県内各地に地域博物館を設置し、これらをネットワークで結び、広い県土における文化面での発展の礎を築いてきた。

一方、生涯学習社会の進展や地域文化・科学に対する県民の関心の高まりに対応して、現在、県内各地には、市町村立等の博物館・美術館や歴史民俗資料館等の設置が進み、各県立博物館には、それらの博物館を支援する拠点施設としての役割も期待されている。同時に、千葉県を取り巻く文化・社会の多様化や変容、資料の発掘・発見・分析等に伴う歴史研究の進展や、自然科学分野での研究の充実や新発見等に伴い、これらを踏まえた博物館としての調査・研究の更なる充実と、その成果の展示等をとおした県民への速やかな還元が求められている。一方、事業の面では、資料の陳列を中心とした展示に加え、参加・体験型事業や、高度化した情報技術を活用した展示解説、情報発信の需要が高まってきた。さらに、学校教育に加えて、地元自治体や社会教育施設等と連携・協同した地域振興・観光振興への貢献も求められるようになってきた。

こうした博物館・美術館への新たな要請に応えるには、これまでの各県立博物館の役割を見直しつつ中央博物館の機能を強化し、全県下を対象とした調査・研究の一層の充実と、適切な資料の収集・保管体制の再構築、それらに基づく魅力ある展示・発信体制の整備が必要である。また、多様なニーズに対応するためには、類似の資料を扱う図書館・文書館や社会教育施設との連携を進めるなど、施設の垣根を超えた新たなサービスの開拓も必要である。加えて施設の老朽化や、博物館資料の収蔵スペースの狭隘化、ICT技術による展示機器の更新等、施設・設備面の課題にも対応していく必要がある。

このような中、平成28年2月には、「千葉県公共施設等総合管理計画」が策定され、施設の総量縮減、適正配置を推進することとし、同7月には、千葉県行政改革推進本部において、新たな「公の施設の見直し方針」が決定され、博物館・美術館は、現状の分散型の施設配置を見直し、機能の集約化、個々の施設への指定管理者制度の導入、地元市町への移譲の可能性を検討することが示された。

以上のことから、県立博物館・美術館の現状と課題、及び社会情勢の変化を踏まえ、標記のとおり諮問する。

## 県立博物館・美術館の今後の在り方に関する審議の経過

### 第1回 平成29年12月13日

第12期千葉県生涯学習審議会第2回会議及び平成29年度第4回千葉県社会教育委員会議

議題 県立博物館・美術館の今後の在り方について

- ・公の施設の見直し方針
- ・県立博物館・美術館の施設概要と現況
- ・県立博物館・美術館の現状と課題

### 第2回 平成30年3月23日

第12期千葉県生涯学習審議会第3回会議及び平成29年度第5回千葉県社会教育委員会議

議題 県立博物館・美術館の今後の在り方について（諮問）

- ・公の施設の見直し方針
- ・県立博物館・美術館の施設概要と現況
- ・県立博物館・美術館の役割について
- ・博物館機能強化の検討

### 第3回 平成30年5月23日

第12期千葉県生涯学習審議会第4回会議及び平成30年度第1回千葉県社会教育委員会議

議題 県立博物館・美術館の今後の在り方について

- ・県立博物館の沿革
- ・博物館をめぐる現状と課題
- ・これからの県立博物館

### 第4回 平成30年7月27日

第12期千葉県生涯学習審議会第5回会議及び平成30年度第2回千葉県社会教育委員会議

議題 県立博物館・美術館の今後の在り方について

- ・県立博物館の沿革
- ・博物館をめぐる現状と課題
- ・これからの県立博物館

### 第5回 平成30年8月31日

第12期千葉県生涯学習審議会第6回会議及び平成30年度第3回千葉県社会教育委員会議

議題 県立博物館・美術館の今後の在り方について（第一次答申）

(平成 30 年 8 月 31 日時点)

## 第 1 2 期千葉県生涯学習審議会委員・千葉県社会教育委員名簿

[任期：平成 29 年 11 月 19 日～平成 31 年 11 月 18 日]

| No | 氏名      | 所属等                                 | 分野      |
|----|---------|-------------------------------------|---------|
| 1  | 大田 紀子   | 千葉県 P T A 連絡協議会会長                   | 家庭教育関係者 |
| 2  | ◎重栖 聡司  | 千葉大学教育学部教授                          | 学識経験者   |
| 3  | 久留島 浩   | 国立歴史民俗博物館長                          | 社会教育関係者 |
| 4  | 高田 悦子   | NPO 法人子どもネット八千代理事                   | 家庭教育関係者 |
| 5  | 高橋 みち子  | 八街市立図書館長                            | 社会教育関係者 |
| 6  | 田村 悦智子  | 2020 年東京オリンピック・パラリンピック CHIBA 推進会議委員 | 学識経験者   |
| 7  | 福田 正明   | 千葉テレビ放送株式会社顧問                       | 学識経験者   |
| 8  | ○二村 好美  | 匝瑳市教育委員会教育長                         | 学識経験者   |
|    | ○細田 玲子  | 浦安市教育委員会教育長                         | 学識経験者   |
| 9  | 三輪 睦子   | 松戸市立中部小学校長                          | 学校関係者   |
| 10 | ○望戸 千恵美 | 千葉県立習志野特別支援学校長                      | 学校関係者   |

[五十音順 敬称略]

◎：会長、○：副会長

※ 細田委員は平成 30 年 7 月 18 日まで任期、二村委員は平成 30 年 7 月 19 日から任期。